

コミュニティ施設整備事業川南別館建設工事

別紙 1 建設工事概要書

令和 2 年 5 月

宮崎県川南町

I コミュニティ施設川南別館新築工事概要

1 基本条件

- (1) 計画地の住所地番 宮崎県川南町大字川南19301番地1
宮崎県川南町大字川南19311番地3
- (2) 敷地面積：約1229.3㎡
- (3) 地域・地区：都市計画区域内（区域区分日設定）・第一種住居地域
- (4) 施設は1階平屋建てとし、自治公民館として使用する。災害時は避難所としても使用する。
- (5) 宮崎県「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に規定している整備基準に適合する施設とすること。

2 関係法令・参照基準等

- (1) 関係法令
本事業を実施するに当たっては、関連する法令・条例等を遵守すること。
- (2) 適用基準
 - ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - イ 建築工事標準詳細図
 - ウ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - エ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - オ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - カ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - キ 建築設備設計基準
 - ク 建築工事監理指針
 - ケ 電気設備工事監理指針
 - コ 機械設備工事監理指針
 - サ 官庁施設の総合耐震計画基準
 - シ その他関係適用基準等

3 敷地について

本敷地の詳細については、「別紙2 敷地の概要及び地盤の状況」のとおり。

4 周辺インフラ整備状況

インフラ整備に関しては、次のとおりとする。

（必要によっては、応募者各自で現地確認すること。）。

- (1) 上水道、下水道の整備
給水設備、排水設備については、敷地や周辺の状況も踏まえて適宜提案すること。
- (2) 電気
敷地内に設置してある受変電設備から引き込むこと。

5 地盤状況

地盤状況の詳細については、「別紙2 敷地の概要及び地盤の状況」のとおり。

II 設計条件

本事業は、以下の条件を踏まえ、「別添 参考資料」により設計するものとする。

1 基本的な考え方

- (1) 配置計画
本事業は、コミュニティ施設川南別館を新築整備するものであり、配置計画においては、利用者の利便性及び安全性の確保が前提であり、周辺環境を配慮した全体の適切な配置や諸室配置を適切に図ること。
- (2) 意匠計画
施設の外観・内装については、周辺地域・景観と調和した形態・色彩・構成とすること。
- (3) 諸室の環境
施設全体は、宮崎県「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に規定している整備基準に適合する施設であり、災害時の避難所としても幅広い年齢層が利用する施設であることを踏まえた計画とすること。
- (4) 建物の性能
 - ア 耐震性能（評価割増係数）は、1.25 以上を確保すること。
 - イ 熱環境、防音、省エネルギー対策等、快適な職場環境の向上に配慮した計画とすること。
- (5) 工事期間中の公害対策、安全管理対策
周辺家屋に対する騒音、振動等の対策を図り、工事車両等の出入りによる交通誘導員等の配置計画及び既存別館の利用者等に対する安全管理を図ること。
- (6) 環境配慮計画
環境資源に配慮した材料の選定、建設副産物の発生抑制、再資源化等に努めた施設計画とすること。
- (7) 事業の実施体制
施工の体制や、本工事に精通した技術者を専任で配備し、町内業者を活用した計画と

すること。

(8) 維持管理

リース期間中における維持管理（消防設備点検及びメンテナンス等）の内容や体制、費用について示すこと。

(9) 費用概算

実施設計書、工事費、工事管理費等の内訳を詳細に示すこと。

(10) 類似事業の実績、本事業参入への意欲、責任感

類似事業の実績等について示すこと。

※ 意匠計画、諸室の環境、建物の性能における共通事項（省メンテナンスの追及）として、適切に構造体、被覆等の修繕等が容易に行え、長期的に構造耐力上必要な性能を確保できるよう配慮すること。

2 構造種別及び規模

施設の構造については、1階平屋建て・延べ床面積 250㎡程度

※ 各施設の居室については、「3 諸室計画」を確認すること。

3 諸室計画

次の諸室については、提案者によって配置を行う。

(1) 諸室配置計画

諸室	内容
事務室 約10㎡	<ul style="list-style-type: none">・自治公民館長が事務に従事できるスペースを確保すること。・収納1箇所、流しをつけること。・協議、打合せができるスペースを確保すること。・玄関ホールが見える受付カウンターを設けること。
玄関ホール 約30㎡	<ul style="list-style-type: none">・玄関は両開き戸とすること。・車椅子等を利用される方が円滑に利用できるよう、寸法やその他について十分配慮すること。・靴箱を設置すること。
出入口	<ul style="list-style-type: none">・車椅子等を利用される方が円滑に利用できるよう、寸法やその他について十分配慮すること。
交流室 約80㎡	<ul style="list-style-type: none">・80名程度が利用可能なスペースを確保すること。・簡易間仕切り壁で2つの室に分けることができるようにすること。
倉庫 約14㎡	<ul style="list-style-type: none">・既存机、椅子が収納できるスペースを確保すること。・外に通じる出入り口を設けること。

トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜設置すること。バリアフリー対応を設けること。 ・男子便所 手洗器付き、小便器2基、大便器（洋式1基） ・女子便所 手洗器付き、洋式便器2基 ・身障者用便所 手洗器付き、洋式便器1基、手摺付き ・便所周辺に掃除道具収納スペースを設けること。
授乳室	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜設置すること。ベビーシート、ベビーチェアを設置すること。
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜設置すること。調理台2台、作り付け食器棚、作業台を設置すること。 ・外に通じる出入り口を設けること。
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な動線計画を考慮し、配置すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・窓にはシャッターを設置する。 ・ガス漏検知・カーテンレールの設置等、施設の共用機能に必要と思われるもの。

4 設備計画

(1) 共通事項

- ア 耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。
- イ 風水害、落雷、停電、大火、地震等の災害を考慮すること。
- ウ 別館内には適切に空調を設置すること。

(2) 電気設備

- ア コンセントは、各諸室に適宜設置すること。
- イ 非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関連法規に基づき設置すること。
- ウ 動力設備は、各空調機の設置及びその配管配線等を行う。
- エ UHF（地デジ対応）アンテナを設置すること（交流室にて利用可能にすること。）。)
- オ 自動火災報知設備、防火設備等を関係法規に基づき設置すること。
- カ 既存施設の非常用発電設備を新施設へ移設すること。
- キ インターネット使用可能な環境を整備すること。

(3) 機械設備

- ア 空調設備の系統は、施設の構成、運用、故障時の影響を十分考慮して計画すること。
- イ 換気設備を設け、適切に新鮮な空気の導入、除塵、臭気低減を行うこと。
- ウ 自動制御、監視設備を設置するものとし、設置される居室において運転・停止・温度調整が可能な方式とすること。
- エ 給排水設備については、敷地や周辺の状況を考慮の上、提案すること。
- オ 消火設備等は消防法、条例に基づき設置すること。

5 その他

- (1) 水道、電気、ガスなど、使用量が明確になるようメーターを設置すること。
- (2) プロパンガスを設置する場合、地震時の安全性に考慮するとともに、交換時には容易に取替えできる場所に設置すること。
- (3) その他、応募者の提案による。